

令和7年度第2回愛知県教科用図書選定審議会 会議録
令和7年5月26日(月)
午後2時～午後3時57分
愛知県三の丸庁舎 B101 会議室

1 出席委員氏名

1号委員 榊原 将道 山田知恵子 藤好三知雄 衛藤 真有 前浪 佑典
田中 美穂 稲垣 直美
2号委員 石川 良一 宗 絵美子 畑生 理沙 田中 早苗 小川 康夫
小笠原 真
3号委員 黒川 雅幸 相羽 大輔 今井 隆喜 長谷生かおり 大関 朋子

2 欠席委員氏名

2号委員 河野 正輝
3号委員 渡辺 桜

3 出席職員職氏名

愛知県教育委員会教育部長	橋本 具征
義務教育課長	尾本 国博
特別支援教育課長	伊藤 徹
義務教育課担当課長	竹内 政一
特別支援教育課担当課長	福井有希子
義務教育課課長補佐	谷川永里子
義務教育課課長補佐	松山 貴久
特別支援教育課課長補佐	加納 祐介
義務教育課主査	石原 伸一
義務教育課主査	後藤 義広
義務教育課主席指導主事	長谷川崇幸
特別支援教育課指導主事	大林 弘和
特別支援教育課指導主事	櫻井 聖子
特別支援教育課指導主事	佐藤 太介
特別支援教育課指導主事	乗山 聖子

4 欠席職員職氏名

愛知県教育委員会 特別支援教育課主査 鳥居 拓未

5 会議に付した事項

(1)令和8年度使用一般図書選定資料(案)について

6 議事の経過

(1)報告事項

ア 愛知県令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について (事務局)

お手元の要項資料5ページをお開きください。令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準でございます。この採択基準につきましては、第1回の審議会において、皆様に御審議いただいた後、5月15日に行われました県教育委員会会議において承認されました。その後、5月16日付けで、市町村教育委員会等に通知しましたので御報告申し上げます。

(2)協議

ア 令和8年度使用一般図書選定資料(案)について (事務局)

『令和8年度使用一般図書選定資料(案)』について説明いたします。

4月25日に、「一般図書選定資料」の(案)を作成するための調査研究会を、愛知県総合教育センターを会場として行いました。

「愛知県教科用図書選定審議会規則」に基づく調査員は、特別支援学校教諭、名古屋市教育委員会特別支援教育課指導主事、県総合教育センター研究指導主事及び愛知県教育委員会特別支援教育課指導主事からなる計39人です。

お手元の資料「令和8年度使用一般図書選定資料(案)」が、調査研究会で検討し作成された資料です。今年度は昨年度に愛知県教育委員会が作成した「令和7年度使用一般図書選定資料」と、各校から「一般図書選定資料」に追加してほしい一般図書を募り、追加希望のあった本を基に調査研究し、選定を行いました。

「2 調査研究の内容等」であります。1ページ上段2(1)にあります3つの観点で調査研究を行いました。その下(2)程度と範囲につきましては、『特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編』の知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の段階による各部の内容構成に記載されている段階を参考とし、1から7(小学部3段階、中学部2段階、高等部2段階)に基づきました。

これらのことを踏まえ、選んだ図書は、1ページ下の3にありますように、101点であります。

なお、資料の1ページ中ほどにあります「(参考)」の表は、特別支援学校知的障害者用の文部科学省著作教科書の一覧でございます。これが、その教科書でありまして、今年度より使用開始となる中学部の社会、理科、職業・家庭をはじめ、国語、算数・数学、生活、音楽の7教科があります。小学部の教科である生活は☆1から☆3、中学部の社会、理科、職業・家庭は☆4から☆5で、それ以外の教科は☆1から☆5までの段階ごとに作成されています。文部科学省の著作教科書はこれ以外に視覚障害者用、聴覚障害者用の著作教科書があります。

次に、資料の2ページの表を御覧ください。

この表は、先ほど説明しました段階別の内訳を示しております。1～3段階は小学部用、4・5段階は中学部用、6段階は高等部用です。表の一番右の備考欄には、調査した結果、不選定とした図書の点数が示してあります。例えば、国語では23点を調査し、選定が21点、不選定が2点であることを表していま

す。合計では、選定とした図書が101点、不選定とした図書は6点になります。3ページから15ページまでが選定図書101点の一覧です。

後ほど、選定資料の内容について具体的に説明させていただいたうえで、検討部会において御審議いただきます。

(会長)

御質問はありますでしょうか。

(全委員)

なし。

(会長)

それでは、この後の選定資料の検討方法ですが、事務局により進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(会長)

特に御異議がないようですので、事務局の提案をお願いします。

(事務局)

この後ですが、委員の皆様一般図書を手にとって見ていただく時間を20分ほどとりたいと思います。その後、選定資料についての協議を行います。

要項7ページの資料5『選定資料検討部会編成(案)』の表にございますように、4つの検討部会に分かれて選定資料を検討いただきます。検討部会の時間を30分間としたいと思います。

部会の後に、全体会にて各部会の協議内容を御報告いただき、選定資料の協議を行います。

なお、時間配分等は説明委員におよその時間を伝えてありますのでお願いします。以上の方法を提案いたします。

(会長)

御質問はありますでしょうか。

(全委員)

なし。

(会長)

ただいま御提案いただいた方法でよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(会長)

では、はじめに一般図書を見る時間を20分ほどとりたいと思います。自由に御覧ください。

—閲覧後—

(会長)

一旦、元の席に着いてください。

それでは、資料5にお示したグループで検討したいと思います。会場の移動をお願いいたします。

【検討部会(グループ検討)】

【第1グループ】<社会・生活、家庭、技術・家庭、職業・家庭、生活>

(事務局)

「一般図書(絵本) 社会・生活、家庭、技術・家庭、職業・家庭、生活」について、選定図書と不選定図書を数点ずつ例に出して説明した点について御意見ををお願いします。

(委員)

特別支援学校では教室に保管することが前提ですか。持ち帰ることもありますか。

(事務局)

教室に保管することが前提ではありません。教室に保管している学級もあったり、持ち帰りをしていく学級もあったりします。児童生徒の実態によっては持ち帰ることが困難な場合もありますので、児童生徒の実態に応じて各学校で対応しています。

(委員)

文部科学省著作教科書の☆の数は、知的障害児童を基準としているのですか。または、情緒障害児童でしょうか。知的障害と情緒障害では、程度や内容も異なるのではないのでしょうか。

(事務局)

知的障害者用の文部科学省著作教科書は、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に示している内容と段階に対応して作成されています。情緒障害児童の中には知的障害を併せもつ児童もいます。

(委員)

選定された一般図書は、色づかいが柔らかく優しく感じました。字体も丸型の書体が使われており、検定図書とは異なる良さがありました。また、時系列で記載されていて見やすく感じました。選定されている理由が実際に手にとって分かりました。

(委員)

一般図書選定資料の特徴を読むと、「…が分かりやすい」という表現が多いが、すべての児童生徒ではないと思いますので、「分かりやすく示されている」などの表現の仕方の方がよいと感じました。

(事務局)

御意見として頂戴します。

(事務局)

それでは、部会として、原案通りで報告してよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

【第2グループ】＜算数・数学、理科・生活、道徳＞

（事務局）

「一般図書（絵本）算数・数学、理科・生活、道徳」について、選定図書と不選定図書を数点ずつ例に出して説明した点について 御意見をお願いします。

（委員）

文部科学省著作教科書で学習できる児童生徒は文部科学省著作教科書を使用するのですか。

（事務局）

文部科学省著作教科書で学習できる児童生徒は、文部科学省著作教科書を使用して学ぶことになります。授業で使用する教科用図書は検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書（絵本）の順序により、児童生徒の障害の程度に応じて各学校において決めています。

（委員）

不選定図書の説明を聞く中で用いた絵本は、新規図書に含まれているのですか。

（事務局）

説明に用いた絵本は新規図書には含まれておりません。過去に不選定図書になった絵本を選定図書と見比べるために提示しました。

（事務局）

それでは、部会として、原案通りで報告してよろしいですか。

（全委員）

異議なし。

【第3グループ】＜国語、外国語活動、外国語＞

（事務局）

「一般図書（絵本）国語、外国語活動、外国語、道徳」について、選定図書と不選定図書を数点ずつ例に出して説明した点について 御意見を頂きたい。

（委員）

後の全体会で発言するつもりですが、選定資料一覧に「(デ)」と表記があるが、電子書籍なのか、特定電子書籍なのかを明確にする必要があります。また、特定電子書籍なのであれば、みなサーチ所蔵なのか、サピエ図書館所蔵なのかを明確にしないと、リストとしては使えません。

（事務局）

御意見として頂戴します。

（委員）

書籍の価格も選定の観点にあるが、内容よりも、高価な図書は選定しないということになるのでしょうか。

（事務局）

同じ内容の図書で代えられるものがあれば、選定図書を刷新していくことが考えられます。

(委員)

同じ学習内容・学習効果があるのであれば、無償給与の観点から安価なものの方が良いということを理解しました。物価高騰の情勢の中で、内容的に良い図書が価格の面で不選定にならないように、県の価格設定も上げていく必要があると感じました。

(委員)

外国語の絵本「ABC えほん」はアルファベットが順に紹介してあるが、筆記体も掲載されています。学校では筆記体を学ばないと聞いています。

(事務局)

小学部段階からの使用を想定しており、学習指導要領で示されている「外国の文化に触れ、言語への関心を高める」という点で、効果が期待できると考えます。

(委員)

供給不能本は、出版社が供給できないと言ってくるのですか。使用したい学校があるのに、使用できないというのは残念に感じます。供給量も影響しているかと思いますが、複雑な気持ちです。

(事務局)

県としては、文部科学省からの通知で知ることになります。

(委員)

一般図書(絵本)の選定について、内容はきちんと調査されているが、供給の可否や価格については不透明です。児童生徒はタブレットを支給されており、県として電子書籍についても検討していく必要があるのではないのでしょうか。どのように対応していくかが、今後の課題になっていくのかと思います。

(委員)

児童生徒の実態に合わせて、ふさわしい一般図書(絵本)を選んでいることがよく分かりました。

(事務局)

それでは、部会として、原案通りで報告してよろしいですか。

(各委員)

異議なし。

【第4グループ】＜音楽、図画工作・美術、体育＞

(事務局)

「一般図書(絵本) 音楽、図画工作・美術、体育・保健体育」について、選定図書と不選定図書を数点ずつ例に出して説明した点について 御意見を頂きたい。

(委員)

不選定図書は今回の選定に関係あるものですか。

(事務局)

説明に用いた図書は新規図書ではなく、過去不選定図書になった図書を選定と見比べるために提示しました。

(委員)

体育・保健体育の選定図書については、段階が示されているが段階の違う児童生徒にも使用できそうだと思います。

(事務局)

教師の提示の仕方や教材の工夫で活用の幅がある本となっています。

(事務局)

それでは、部会として、原案通りで報告してよろしいですか。

(各委員)

異議なし。

【全体会】

(会長)

それでは、全体会を開始します。部会ごとに検討していただきました結果の報告をお願いします。社会・生活、家庭、技術・家庭、職業・家庭、生活の選定資料について報告をお願いします。

【第1グループ】＜社会・生活、家庭、技術・家庭、職業・家庭、生活＞

(委員)

児童生徒を中心に考えて、分かりやすいことが重視されるべき、その子に合ったものが大切、選べる本を幅広くそろえていきたい。色遣いや丸文字を使ったり写真や写実的なものが多かったり、その観点からもみても資料は適当だと考えます。

(会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問はありますでしょうか。

(会長)

ただ今の報告により、社会・生活、家庭、技術・家庭、職業・家庭、生活の選定資料については、適切であると認めてよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(会長)

それでは、社会・生活、家庭、技術・家庭、職業・家庭、生活の選定資料は承認とします。

【第2グループ】＜算数・数学、理科・生活、道徳＞

(会長)

続いて第2グループよろしくお願いいたします。

(委員)

実際に一般図書を手にしながら確認しました。例えば食べ物など子供たちにとって身近な場面設定がされており、生活に使用できるものが選定されていました。不選定の図書の中には触感に意識

が向いてしまい、図形に意識が向かないと思われる図書もありましたが、比べると、今回、選定されている図書は指導できる主な内容、特徴、色彩、絵の縁取り、季節の変化などが分かりやすく記載されているため、検討の結果、選定資料として適当であると考えます。

(会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問はありますでしょうか。

(会長)

ただ今の報告により、算数・数学、理科・生活、道徳の選定資料については、適切であると認めてよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(会長)

それでは、算数・数学、理科・生活、道徳の選定資料は承認とします。

【第3グループ】＜国語、外国語活動、外国語＞

(会長)

続いて第3グループよろしくお願いいたします。

(委員)

非常にたくさんの内容でしたので、幾つかポイントに沿って説明していただきました。実際に絵本を見つつ指導の場面を思い浮かべながら検討しました。教育の目的及び教科の目標に照らして適切であり、非常に指導しやすいものばかりでした。造本についてはやぶれにくく表記や表現についても分かりやすかったです。指導の範囲の程度においても各段階に適した内容であり、すべて適切に作成されていました。

(会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問はありますでしょうか。

(会長)

ただ今の報告により、国語、外国語活動、外国語の選定資料については、適切であると認めてよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

【第4グループ】＜音楽、図画工作・美術、体育・保健体育＞

(会長)

続いて第4グループよろしくお願いいたします。

(委員)

検討の観点に沿って説明を聞きながら検討しました。すべての本が関連する分野において対応する内容で選定されていました。指導できる内容については、子供の実態に合わせ、授業を深めた

り広げたりできるという意見もありました。不選定になった一般図書は内容だけでなく、子供が日常使用することも考えると、教科書としては重く適切ではないものもあると分かりました。選定資料について修正の意見はなく、適切であると判断しました。

(会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問はありますでしょうか。

(会長)

ただ今の報告により、音楽、図画工作・美術、体育・保健体育の選定資料については、適切であると認めてよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(会長)

以上で、すべての選定資料が承認されました。次に、その他について何かございますか。

(委員)

今後、一般選定資料の公表につながっていくと思いますが、コメントとお願いをさせていただきます。昨年度の審議会で選定資料の著者・規格等に電子データの提供ができるかどうかについて記載してほしい旨を伝えまして、本年度御対応いただきありがとうございました。今回の説明では著者規格等にある(デ)はデージーデータの提供ができるとの意味合いで理解しました。デージーは読書バリアフリー法に定められている特定電子書籍の一種で、特定電子書籍には他にも様々な形態があります。例えば、アクセシブル PDF、音声データなどいろいろなものが想定されます。選定資料が提供された際、(デ)の中身が分からないのでは、現場の教師が選ぶことは難しいと思います。また、電子書籍として一般に出版社が販売している絵本や図鑑、いわゆる kindle などで配信しているものもあります。そのため、著者・規格等の欄には二つの情報を記載する必要があります。一つは一般の出版社が販売している電子書籍であること、二つ目は紙の図書を買ったうえで使用できる特定電子書籍であることです。特定電子書籍については国立国会図書館「みなサーチ」、サピエ図書館にデータが所蔵されていて活用可能な状態になっています。データの所蔵先を示す必要がありますので、可能な限り修正をしていただいたうえで現場の先生が困らないように提供していただきたいと思います。

(事務局)

御意見として頂戴したいと思います。

(会長)

追加で修正の要望があるということでしょうか。

(委員)

選定についてはグループで発表していただいた通りです。選定資料が公表されていくに当たって、資料の記載内容について、例えば(デ)と記載されているだけでは、デジタルデータなのかデージーなのかのかわかりにくく具体性に欠ける情報であると思い発言させていただきました。

(事務局)

選定資料に記載している(デ)は音声デイジー、マルチメディアデイジーであり、国立国会図書館でデータとして提供されている情報であり、今後現場の教師に伝わるように考えてまいります。

(委員)

特定電子書籍にはデイジー図書だけではありません。デイジー以外にも PDF 版拡大図書、アクセシブル PDF、UDBOOK、音声ビームなど様々な様式を使用していますので、それに対応しなければならないのではないかと思います。

(事務局)

御意見として頂戴したいと思います。

(会長)

事務局で御検討をお願いします。

(事務局)

委員の御指摘を含め、必要に応じて表記上の点検やデイジーの表記などについて確認修正を行い、会長に報告の上、訂正してまいりますので委員の皆様に御承認いただけますでしょうか。

(会長)

よろしかったでしょうか。

(全委員)

異議なし

(会長)

では、本日の議事を終了いたします。

7 連絡事項

- ・教科書採択に係る今後の予定についての確認